

## 児童家庭支援センター運営事業費 補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、児童福祉法第44条の2に規定する児童家庭支援センターを附置する児童福祉施設を運営する社会福祉法人等に対し、「埼玉県児童家庭支援センター運営実施要綱」に基づく運営に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、補助金の算定額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、概算払いの方法により行うものとする。

(交付の条件)

第3条 この補助金の交付の決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 当該年度における資金収支予算内訳表
  - (2) 前年度における貸借対照表（各経理区分の内訳が把握できる明細表を含む）及び資金収支計算内訳表

（補助金の交付決定）

第5条 規則第5条第1項の交付決定は、様式第2号により行う。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

- 第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 2 規則第13条の報告書は、補助事業者の事業実施年度における本部経理区分及び施設経理区分の決算書類を添付しなければならない。
  - 3 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業を実施した年度内とする。（補助事業の廃止の場合を含む。）

（補助金交付額の確定）

第8条 規則第14条の規定による補助金交付額確定通知書の様式は、様式第4号により行う。

（補助金の返還）

- 第9条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、規則第14条の規定により補助対象に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

（書類の整備等）

- 第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
<p>児童家庭支援センター</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 運営費 ①及び②の合計額</p> <p>①事務費 (1か所当たり) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 国が定める補助基準額</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 国が定める補助基準額</p> <p>ただし、事業開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中となる場合は次の算式による。 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 国が定める補助基準額</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 国が定める補助基準額</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>②事業費 (1か所当たり) 国が定める補助基準額</p> <p>ただし、事業開始が年度の途中となる場合は、知事が別に定める区分による。</p> <p>2 初度調弁費 (1か所当たり) 国が定める補助基準額</p>	<p>児童家庭支援センターの運営に要する給料、職員手当(扶養手当、調整手当、期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当)、共済費(社会保険料)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、賃金、報酬、備品購入費</p>	<p>10/10</p>